

## 利用調整基準

利用調整は、【①ランク表】のランク区分の優先順位に従い行います。

ランク区分が同じ場合は、【②基本表（保護者に関する事由）】と【③補正表（世帯、世帯員に関する事由）】の合計点数が高い方から優先に調整します。

### ①ランク表

保育が必要な事由等	ランク区分
1 利用を希望する保育施設を児童の兄弟姉妹が利用している場合	A
2 保護者が市内や協定する市区町村の保育施設の保育士として勤務している場合（転所は除く）	A
3 保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	A
4 その他市長が認める場合	A
5 保護者が労働している場合（内職を除く）	B
6 保護者が妊娠中であるか出産後間がなく児童の保育ができない場合	B
7 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している場合	B
7 同居の親族を介護又は看護している場合	B
8 保護者が就学している場合	B
9 主たる生計維持者が求職活動（起業の準備を含む）を行っている場合	C
10 保護者が内職している場合	D
11 主たる生計維持者以外が求職活動（起業の準備を含む）を行っている場合	E

○ランクはAから順に高いものとする。

○同一の保護者で事由が複数ある場合はランクが高い方で判断する。

○保護者が複数（例：父・母）いる場合はランクが低い方で判断する。但し、「保護者が市内または協定する市区町村の保育所等に勤務」に該当する世帯は当該事由（Aランク）で判断する。

### ②基本表（保護者に関する事由）

項目	細目	点数	
労働又は就学している場合	月労働時間等が160時間以上	100	
	月労働時間等が140時間以上160時間未満	90	
	月労働時間等が120時間以上140時間未満	80	
	月労働時間等が80時間以上120時間未満	60	
	月労働時間等が64時間以上80時間未満	40	
妊娠中や出産後間がない場合		100	
保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している場合	入院	1月以上の入院	100
	通院	週4日以上通院をしている場合	50
	自宅療養	常時臥床での療養を要する場合	80
		精神性疾患により安静加療を要する場合	50
	身体障害者手帳等の所持	身体障害者手帳（1級・2級）療育手帳（A） 精神障害者手帳（1級・2級）を所持している場合 上記以外の手帳を所持している場合	100 50
同居の親族を介護又は看護している場合	病院等への付添介護が週4日以上ある場合	100	
	自宅での介護・看護している場合	50	
保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		100	

○ランクを取得した保護者で加点する。

### ③補正表（世帯、世帯員に関する事由）

項目	点数	
ひとり親世帯	25	
同一世帯内に「保護者が同じ18歳未満の児童」が3人以上いる世帯（多子世帯）	10	
同居の親族に身体障害者手帳（1級及び2級）療育手帳（A）又は精神障害者手帳（1級及び2級）を所持している者がいる世帯	15	
同居の親族に介護認定を受けている者がいる世帯	10	
保護者が育児休業を終了する場合	育児休業前に保育を利用しており再度保育所等に入所を希望する世帯	10
	保護者が育児休業を最大期間取得し延長ができない場合	10
65歳未満の同居親族に保育できる者がいない世帯	15	
生活保護世帯	5	
父又は母が単身赴任中の世帯	5	
以前に入所申込をしているが希望する保育所等に入所できず、引き続き翌月に申込をする場合（1回申込をする度に加点する。）	5	
当該児童又は兄弟姉妹に未納の保育料があり、市又は保育所等へ納付に関する誓約書の提出がない場合	-50	

○複数選択可

## ■ポイント付与の例

#### ○ケース世帯Ⅰ

父親は会社員で月170時間勤務、母親はパートで月110時間勤務  
子どもは3人、祖父母の同居無し⇒**B85**

【ランク】	父親 B	母親 B
【点数】	母親の月110時間勤務	+60
	同居親族で保育できない	+15
	子ども3人	+10

#### ○ケース世帯Ⅱ

父親は自営業者で月150時間勤務、母親は育児休業中で復帰後月160時間勤務  
子どもは保育所に入所していたが、母親の育児休業取得により退所  
母親は育休を最大期間取得、延長ができない  
子どもは2人、祖父母の同居無し⇒**B125**

【ランク】	父親 B	母親 B
【点数】	父親の月150時間勤務	+90
	育児休業取得前に保育を利用し、保育の利用を再度希望	+10
	育休を最大期間取得、延長ができない	+10
	同居親族で保育できない	+15

#### ○ケース世帯Ⅲ

母子家庭で母親は派遣勤務で月130時間勤務  
就労していない祖父（65歳）と祖母（60歳）と同居⇒**B105**

【ランク】	母親 B
【点数】	母親の月130時間勤務 +80
	ひとり親家庭 +25



入所優先順位 ①ケース世帯Ⅱ ②ケース世帯Ⅲ ③ケース世帯Ⅰ